

# 権力縛る憲法の本質変える

## 96条改定論の危険

「私も憲法改正を立憲からうたっている。独立した国民の手で憲法改正を行うのが選挙公約。そのなかでも96条から変えていきたい」と菅義偉官房長官は7日に福岡市内で行った講演でこのべました。9日には、安倍晋三首相と橋下徹日本維新の会共同代表（大阪市長）が会談し、96条改憲で一致しました。自民党憲法改正推進本部の保利耕輔本部長は10日、96条改定案を参院選前に提出することも検討する考えを示しています。加速する96条改憲の動きの危険はどこにあるのでしょうか。

憲法96条は、憲法改定（別項）の憲法改定は、国会手続きを定めた規定です。各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、このように改定するかの「発議」を行い、これに対して国民投票で承認するかどうかを決めます。

自民党などは、この96条を改定し、国会の改憲発議の要件を現在の「3分の2以上の賛成」から「過半数」へと緩めようとしています。



「憲法を守ろう」と街頭で訴える全国革新懇代表世話人の人たち＝3月25日、東京・御茶ノ水駅前

第96条1項 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

96条改定論は「権力を縛る」という憲法の本質を変えてしまう大改憲である。これが「改憲」派も含めた憲法に対する「常識的な感覚」なのではないか。

## 改憲派の学者も「近代国家の否定」

「邪道」の狙いは

### 9条と国家改造

「天皇を戴く国家」についてを明確にせず、まず改憲のハードルを下げるやり方自体が、まさに「邪道」です。そこまでして改憲に固執する狙いは、9条改憲にあり、それを中心にした憲法の全面改悪です。自民党の改憲草案は、戦争放棄・戦力不保持を定めた憲法9条や前文を全面改定し、「国防軍」を創設して海外での武力行使を可能にしようとしています。日本を

「天皇を戴く国家」についてを明確にせず、まず改憲のハードルを下げるやり方自体が、まさに「邪道」です。そこまでして改憲に固執する狙いは、9条改憲にあり、それを中心にした憲法の全面改悪です。自民党の改憲草案は、戦争放棄・戦力不保持を定めた憲法9条や前文を全面改定し、「国防軍」を創設して海外での武力行使を可能にしようとしています。日本を

### 国民の意思表示妨げ（自民） 逆立ちした議論

自民党は、96条改憲の狙いを「まかすために、改憲要件を厳しめる」と「国民が憲法について意思を表明する機会が狭められ」「主権者である国民の意思を反映しない」(同党改憲案Q&A)と主張しています。しかし、自民、維新、みんなの各党などがこれほど改憲

各国の憲法改定手続き	
アメリカ	各院の3分の2以上の賛成+4分の3以上の州議会の承認 (他の手続きもある)
フランス	各院の過半数の賛成+両院合同会議で5分の3以上の賛成 (他に国民投票を経る手続きあり)
ドイツ	連邦議会の3分の2以上の賛成+連邦参議院の3分の2以上の賛成
イタリア	各院の過半数の賛成+3カ月以上の経過後に各院の3分の2以上の賛成 (他に国民投票を経る手続きあり)
カナダ	各院の過半数の賛成+3分の2以上の州議会(7州以上)の承認
韓国	国会の3分の2以上の賛成+国民投票(有権者の過半数の投票+投票者の過半数の賛成)

衆議院法制局資料から作成

大合唱をしても、改憲派メディアがあおっても、世論調査では改憲賛成・反対が拮抗。9条については反対が多数です。改憲手続きが法律より厳しくされているのは、国民の主権の行使に関与する行為だからです。憲法が国民主権にもとじて権力を縛る法だからこそ、権力の担い手である議会が国民に改憲を問うことが許されるのは、単純な多数派でなく圧倒的な承認を得られた場合に限っているのです。

### 世界的にみて厳しい（自民） デタラメな議論

また自民党は「世界的にみても、改正しにくい憲法(改憲案Q&A)だ」としています。これもデタラメです。(表参照)

民主、維新、みんなの3党の改憲派議員がつくる「憲法96条研究会」が10日に会合を開きました。そこで講演した北岡伸一東大名誉教授も「日本の憲法は世界で最も変えにくい憲法ではない」として、アメリカや台湾の憲法改正手続きを挙げたほどです。改憲派がよく引き合いに出すドイツも改憲要件は日本と同様に厳格です。改憲の回数が多いのは、日本であれば法律レベルで規定されるような細かいことまで規定しているため、日本と単純な比較は

その厳格さを、国民主権の障壁であるかのように言うのは逆立ちした議論です。とくに改憲の内容を決定・提案(発議)できるのは国会だけで、国民投票はそれにイエスかノーかをいうだけです。だから「発議」は、普通の法律の場合(過半数の賛成)よりも厳しい要件となっているのです。それを普通の法律と同じレベルでよいとするのは、「権力を縛る」という憲法の本質をゆるがせにするものです。

大臣だった金森徳次郎氏は、こういっています。「これがよいのか、面倒に過ぎないかの疑いがある。しかしこの面倒は我慢してよいだろう、いやしくも一國の憲法の改正にこの位のことはないだろう」(「法律タイムズ」1994年7月号)

96条改定先行論にはまともな理由はありません。何が何でも9条を改憲し連綿的に国家改造計画に突き進む。その最大の障害が憲法だということにほかなりません。